



JASDAQ

各 位

平成 25 年 4 月 12 日

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 出山 泰弘
(コード番号：7834)
問合せ先 取締役経営管理本部長 中村 修
(TEL：03-3526-9970)

仲裁の裁定及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、日本商事仲裁協会において、北京德霖高尔夫体育发展有限公司（以下、「ダイレクトリンク社」という。）との間で、販売代理店契約の解除と販売代金の支払いに関し仲裁手続きを進めておりましたが、本日、仲裁人より裁定の送達がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 仲裁手続きの申し立てから裁定に至るまでの経緯

当社は、平成 21 年 1 月よりダイレクトリンク社と販売代理店契約を締結し、同社を通じて中国国内でのゴルフ用品の販売を行っておりました。

しかし、ダイレクトリンク社は、当社の販売代金について正当な理由が無く不払いが続いたため、当社は同社に対し、平成 22 年 12 月 13 日付けで販売代理店契約の解除を通知するとともに、平成 23 年 2 月 14 日付けで日本商事仲裁協会に対し、本契約解除の有効性及び未回収となっている販売代金の支払を求め、仲裁手続きの申し立てを行いました。

これに対し、ダイレクトリンク社は当社の一方的な契約解除により損失を被ったなどとして、当社に対し損害賠償金として US\$25,000,000 の支払いを求め、同仲裁協会に新たに仲裁手続の申し立てを行っておりました。

2. 裁定の内容

- ・ マルマン（当社）とダイレクトリンク社の販売代理店契約の解除を認める。
- ・ ダイレクトリンク社はマルマン（当社）に対し、買掛金 US\$1,961,454.09 を、2011 年 3 月 4 日から当日までの金利 6%を付加して支払うこと。
- ・ マルマン（当社）はダイレクトリンク社に対し、損害金として US\$371,647.88 を、2011 年 12 月 15 日から当日までの金利 6%を付加して支払うこと

以上が裁定内容の要旨であります。

販売代理店契約の解除の有効性については、当社の主張が認められました。

また、当社が求めていた売掛金代金 US\$3,561,454.09 の内、US\$1,600,000 については、当社とダイレクトリンク社が設立を計画していた合弁会社（マルマンチャイナ）への出資金として当社がダイレクトリンク社に預けたものと解釈され、本仲裁では判断しないこととし、請求の対象から除かれました。

なお、当社は、ダイレクトリンク社との合弁契約を既に解消しているため、出資金と判断された US\$ 1,600,000 について、今後裁判等で返還を求めていく予定であります。

また、ダイレクトリンク社が求めていた当社に対する損害賠償金については、当社に一部支払いを命じているものの、その金額はダイレクトリンク社が請求した US\$25,000,000 の内、ごく一部である 1.5%しか認められておらず、当社の過失は事実上認定されなかったものと考えております。

3. 今後の見通し

当社とダイレクトリンク社との販売代理店契約の解除が正式に認められたことは、現在進めている当社の中国戦略にプラスになるものと考えております。

なお、本仲裁の裁定により決定したダイレクトリンク社に対する損害賠償金 US\$371,647.88 (約 37 百万円) について、平成 25 年 9 月期の特別損失として計上する予定であります。

また、出資金として判断された US\$1,600,000 については、現在、回収可能性について精査しており、業績への影響が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以上